

第十五回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十八号

昭和二十八年三月二日(月曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 船田 中君
理事 熊谷 憲一君 理事 富田 健治君
理事 早稲田 朝右五門君 理事 大矢 省三君
理事 井手 以誠君

出席政府委員

総理府事務官 村田 八千穂君
(大田官房賞 勲四等)

総理府事務官 美濃部 亮吉君
(行政官房賞 勲四等)

保安行政次官 岡田 五郎君
保安行政次官 増原 恵吉君
保安行政次官 上村 健太郎君
保安行政次官 山田 誠君
保安行政次官 加藤 陽三君
保安行政次官 窪谷 直光君
保安行政次官 中村 卓君
保安行政次官 押谷 富三君
保安行政次官 高橋 孝君
保安行政次官 越智 茂君

委員外の出席者

保安行政次官 山上 信重君
保安行政次官 房総課長 藤生 茂君
保安行政次官 房法課長 麻生 茂君
保安行政次官 厚生事務官 小田 進次郎君
(大臣官房 総務課長)

専門員 龜井川 浩君
専門員 小関 紹夫君

二月二十八日
大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二二号)
同月二十七日
軍人恩給復活に関する請願(町村金五君紹介)(第三〇五三三号)
同(坊秀男君紹介)(第三〇五四四号)
同(大村清一君紹介)(第三〇五五五号)
同(勝俣俊君紹介)(第三〇五六六号)
同(足鹿寛君紹介)(第三〇九三三三号)
同(北村吉君紹介)(第三〇九四四号)
同(加藤常太郎君紹介)(第三〇九五五号)

奄美大島教員及び公務員に恩給支給に関する請願(池田清君紹介)(第三〇五七五号)
同月二十八日
軍人恩給復活に関する請願外一件
(白井莊一君紹介)(第三一五七五号)
同(橋橋渡君紹介)(第三一五八八号)
同(足鹿寛君紹介)(第三一八八八号)
同外五件(町村金五君紹介)(第三二四二二号)
同(小金義昭君紹介)(第三二四三三三号)
奄美大島公務員の恩給等に関する請願(床次徳二君外九名紹介)(第三一五九号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件
公聴会開会承認要求に関する件
保安行政法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八八号)
統計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三三号)
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七五号)

○船田委員長 これより内閣委員会を開きます。
本日は公報をもつてお知らせしておきました通り、榮典法案、保安行政法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案、統計法の一部を改正する法律案、青少年問題協議会設置法案、厚生省設置法の一部を改正する法律案及び恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○船田委員長 次にお諮りしたいことがございます。恩給法の一部を改正する法律案につきましては、公聴会を開きたいと存じますが、この旨議長に申し出て承認がありましたら公聴会を開くこととし、開会日時、人選などについては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○船田委員長 御異議なければさよう決します。

○船田委員長 次に、保安行政法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。井手以誠君。
○井手委員 私は前会、長官に対してぜひ質問したい。また長官でなければお伺いできないような次第になつておりましたので、出席を要求いたしました。したが、本日まだお見えになりませんでしたので、長官にお尋ねする以外の部分についてお尋ねしたいと思ひます。

○船田委員長 起立議員。よつて両案は原案の通り可決いたしました。この際お諮りいたしますが、本日採

決いたしました両法案についての委員報告書の作成については、委員長に御一任をお願いいたします。

○船田委員長 次にお諮りしたいことがございます。恩給法の一部を改正する法律案につきましては、公聴会を開きたいと存じますが、この旨議長に申し出て承認がありましたら公聴会を開くこととし、開会日時、人選などについては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○船田委員長 御異議なければさよう決します。

○船田委員長 次にお尋ねしたいことがございました。保安行政の装備の全容、アメリカから買入れた武器弾薬の内容の詳細を承りたいと考えております。先日大臣と相談の上、後刻お答えするという御答弁になつておりましたので、どういふ結果になりましたか。もし御了解が得られておれば、この機会に装備の全容を御発表いただ

きたいと存じます。

○上村政府委員 米軍から借りております武器の種類、数量につきましては、次の通りでありますので申し上げます。自動拳銃九千八百、騎銃等七万四千、短機関銃二千、小銃二万四千、重機関銃千五百、二・三六インチ・ロケット発射筒四千、六十ミリ迫撃砲三百八十、八十一ミリ迫撃砲四百七十、百五ミリ榴弾砲二百、百五十五ミリ榴弾砲六十五、一〇七・トラク二百五十、特車百九十、その他に浜松に

来ております軽飛行機三十六機でございます。

○井手委員 大体わかりました。そこで尋ねたいのですが、そういう武器はどういう方法で借り入れられておりますのか。その方法、内容を承りたいと存じます。

○上村政府委員 現在はこの武器は保安庁において正式に借り入れておられますので、ただ各駐屯地部隊にありますが、米軍の将校がこれを管理しております。事実上その部隊の隊員が使用させてもらつておる。こういうような状況であります。

○井手委員 これはまた意外のお答えを得たわけでありまして。その点についてさらに尋ねたいと思ひますが、その前に尋ねたいのは、そういう武器の返済についてはどういふふうにお考えになっておるか。ものによつて

は修繕して返すという話合いができておるのかどうか、どういふふうになつておるかお尋ねいたしたい。

○上村政府委員 破損、破壊等をいたしました場合に返還するという約束はついておりません。

○井手委員 破損した場合などは返還する約束はついてないということですが、そうしますと貸与に關して返還あるいは原形復帰、あるいは修繕ということについては何にも話合ひはいたしておりませんか、お尋ねいたします。

○上村政府委員 現在のところこちらの保管に移つておりませんので、損壞いたしました場合におきましても、向うの保管將校の責任において修理もして行くわけでありませう。

○井手委員 重ねてお尋ねいたしますが、それではそういったことについて何らとりきめがないのか、話合ひになつておらないのか、お伺いいたします。

○上村政府委員 現在、先ほど申し上げました通りに各駐屯部隊におきまして米軍將校が保管をいたしまして、私も保安隊員が使わせてもらつておるのではありません、そういった米軍の個人の將校の保管責任が個々になりまして、先方で非常に困るというような話もございますし、一括いたしまして保安隊が借り受けた、こういう交渉を現在米軍との間で行つております。

○井手委員 一括して借り受けたといふことはわかりましたが、先刻もお尋ねしますように返還であるとか、修繕であるとかについてのわが方の支出、そういう方面について何かお話し合ひはないかといふことをお尋ねしておるわけでありませう。

○上村政府委員 現在向うの駐屯地部隊におきまして米軍將校の管理にございませうので、部品だとかその他も先方が持つて参りまして修理をいたしてあります。ただ多少の小修理は保安隊予算の範囲内におきまして当方でしておるのでもございませう。

○井手委員 もう一点、根本問題を聞くと前にお尋ねするのには、一部のものは当保安隊で修理をいたしておる、こういう御答弁であります。くだいようですけれども、返還する場合の修理をしなくちやならないという向うとの話合ひはいたしてないかといふことを、もう一ぺんお伺いいたします。

○上村政府委員 修理につきましては部品等その他向うから参りまして、こつちがとりつけ程度のことをいたしておるものがございますけれども、こちらで修理するという約束は全然ございませう。

○井手委員 わかりました。そこでお尋ねいたしますが、会計法の二十九条に「各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならぬ。但し、各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他法令で定める場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約にすることができ。」「かようにはつきり規定されておるのであります、保安隊のたゞいまの武器借入れは、会計法第二十九條による貸借だと考えられるのであります。従つて随意契約書ができておらねばならぬだらうと思ふのであります。その点についてその随意契約書の内容を御提示願ひたいと思ひます。

○上村政府委員 有償でございませうし、そういうような契約は必要ないと思ひ存じまして、いたしておりませう。

○井手委員 これは官房長からそういった御答弁を聞くのはなほは意外でございませう。官庁においては有償であらうと無償であらうと、必ず契約書がなくては借入れはできないはずだと私は考へております。会計法二十九條によつても明らかであります。役所にお勤めの方は十分御承知と思ひます。契約書がなくして借りられるものではないのであります。ただいまの御答弁ではそういうものがないというお話ですが、これははなはだ意外です。もう一回お尋ねいたします。

○上村政府委員 先ほどから繰返して申し上げた通り、現在借入れをいたしておらないのであります、先方が保管しております武器を事實上使用されてもらつておるという状況でありますし、また有償でございませうので、会計法には抵触いたさないものと考へております。

○井手委員 まず、私は意外なことを聞く。官庁がかつてに民間あるいはよそといふ／＼な契約をする場合に、あるいは契約でなくとも借り入れたりなんかする場合には、貸借契約せずに借り入れるというものはあり得ないと思ふ。随意契約の中に当然そういう契約があるべきだと考へる。そういうふうにかつてに役所が借り入れられるものではないはずであります。私もそれはその点は会計法の違反だと考へます。もう少し御研究して御答弁を願ひたい。

○上村政府委員 繰返し申し上げておりますが、借入れいたす場合においては、契約は必要かとも存じます。私主管理局でございませうので、契約の内容

容をどういふふうにするかといふことは、はつきりは申し上げかねますけれども、借入れをいたす場合につきましても、契約はいるかと存じますけれども、まだ正式借入れの手続もなつておりませんし、借入れもしておりませんので、会計法に抵触することはないと考へております。

○井手委員 便法上簡単なものを契約書をとるかかわさないでやることはあり得るかも知れませんが、いやしくも特車百九十台その他たくさん武器を借り入れるのに、契約もせずに借り入れる、あるいは使うといふことは常識では考へられない。この点については会計法違反だと考へております。私はさうに追究をいたしたいと思ひますが、当局の方もあまり研究も進んでないやうでありますので、後日あらためてここで御質問申し上げたいと考へております。

○上村政府委員 先ほどから繰返して申し上げた通り、現在借入れをいたしておらないのであります、先方が保管しております武器を事實上使用されてもらつておるという状況でありますし、また有償でございませうので、会計法には抵触いたさないものと考へております。

○井手委員 まず、私は意外なことを聞く。官庁がかつてに民間あるいはよそといふ／＼な契約をする場合に、あるいは契約でなくとも借り入れたりなんかする場合には、貸借契約せずに借り入れるというものはあり得ないと思ふ。随意契約の中に当然そういう契約があるべきだと考へる。そういうふうにかつてに役所が借り入れられるものではないはずであります。私もそれはその点は会計法の違反だと考へます。もう少し御研究して御答弁を願ひたい。

○上村政府委員 繰返し申し上げておりますが、借入れいたす場合においては、契約は必要かとも存じます。私主管理局でございませうので、契約の内容

容をどういふふうにするかといふことは、はつきりは申し上げかねますけれども、借入れをいたす場合につきましても、契約はいるかと存じますけれども、まだ正式借入れの手続もなつておりませんし、借入れもしておりませんので、会計法に抵触することはないと考へております。

○井手委員 便法上簡単なものを契約書をとるかかわさないでやることはあり得るかも知れませんが、いやしくも特車百九十台その他たくさん武器を借り入れるのに、契約もせずに借り入れる、あるいは使うといふことは常識では考へられない。この点については会計法違反だと考へております。私はさうに追究をいたしたいと思ひますが、当局の方もあまり研究も進んでないやうでありますので、後日あらためてここで御質問申し上げたいと考へております。

○上村政府委員 先ほどから繰返して申し上げた通り、現在借入れをいたしておらないのであります、先方が保管しております武器を事實上使用されてもらつておるという状況でありますし、また有償でございませうので、会計法には抵触いたさないものと考へております。

○井手委員 まず、私は意外なことを聞く。官庁がかつてに民間あるいはよそといふ／＼な契約をする場合に、あるいは契約でなくとも借り入れたりなんかする場合には、貸借契約せずに借り入れるというものはあり得ないと思ふ。随意契約の中に当然そういう契約があるべきだと考へる。そういうふうにかつてに役所が借り入れられるものではないはずであります。私もそれはその点は会計法の違反だと考へます。もう少し御研究して御答弁を願ひたい。

○上村政府委員 繰返し申し上げておりますが、借入れいたす場合においては、契約は必要かとも存じます。私主管理局でございませうので、契約の内容

容をどういふふうにするかといふことは、はつきりは申し上げかねますけれども、借入れをいたす場合につきましても、契約はいるかと存じますけれども、まだ正式借入れの手続もなつておりませんし、借入れもしておりませんので、会計法に抵触することはないと考へております。

○井手委員 便法上簡単なものを契約書をとるかかわさないでやることはあり得るかも知れませんが、いやしくも特車百九十台その他たくさん武器を借り入れるのに、契約もせずに借り入れる、あるいは使うといふことは常識では考へられない。この点については会計法違反だと考へております。私はさうに追究をいたしたいと思ひますが、当局の方もあまり研究も進んでないやうでありますので、後日あらためてここで御質問申し上げたいと考へております。

○上村政府委員 先ほどから繰返して申し上げた通り、現在借入れをいたしておらないのであります、先方が保管しております武器を事實上使用されてもらつておるという状況でありますし、また有償でございませうので、会計法には抵触いたさないものと考へております。

ということになりましたか、いま一ぺんお伺いいたします。

○中村(専)政府委員 さようでございませう。

○井手委員 消耗品についてはどの程度のものであるか。昨年中の実績があれば、実績でもつけようでございませう。あるいは二十七年の使用並びに今後の使用見込み数量、そういった一箇年の消耗品の時価を承りたいと存じます。

○中村(専)政府委員 これはまだはつきりとした数字を実は確かめておらないのでございませうが、一応の推定で申し上げますと、大体三百億から四百億程度じやないかと考へております。

○井手委員 前回の委員会以来の質疑応答によると、軍隊でない保安隊をアメリカの戦車学校に入隊させるとか、あるいはこれだけの膨大な武器を借りながら、契約書もかわさずにやつておる。その他防衛費、自衛軍の問題等いろいろ／＼と私はお尋ねしたいことがたくさんあるものであります。しかしそれについて長官の御出席を願わなくては、どうしてもちががきませうので、長官がお見えになるまで質問を保留いたしたいと考へます。

○大矢委員 ちよつと関連して。今発表になりました武器については、これはまだアメリカ軍が管理しているから、従つて何らの契約がないのだという答弁であつたのですが、一体保安隊並びに警備隊で、日本独自に、日本が何ら外国の干渉を受けずに、そうしたものをどれくらい持つておるか、一つもないのですか。ただ人員だけで、武器はよそのそういうものを無償で借りて、しかもその管理は向うがやつてお

か。日本の国内に共産党の暴動が起つたといふときにあれだけの砲弾、鉄道をもちつたとき上げて、アメリカと同じ突撃をやつていいと思つたならば、これは常識じやありませんな。

○山田政府委員 御意見は十分に伺つておきます。

○辻(政)委員 私の意見じやない、あなたはあれをもつて正しいと思つてゐるかどうか。

○山田政府委員 正しいと思つております。

○辻(政)委員 正しいと思つてゐる、それについては……。

○船田委員長 辻君、私語を禁じます。どうぞ委員長をお呼びくださつて御発言をお願いします。

○辻(政)委員 官房長から伺いますか、あなたも同じですか。

○上村政府委員 先ほど共産党に対するというお話がございましたが、保安庁の目的といたしましては、共産党というものに限定しておりません。

○辻(政)委員 第四條をこらんになると、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する」これが保安隊である。そうしてあのような訓練をやつてゐる事実は、無尽蔵の弾薬をもつて相手の陣地を耕しておいて、それを拾ひに行くという根拠に立つた訓練がいかにどうか。

○上村政府委員 保安庁の目的といたしましては、先ほどお述べになりました第四條に規定してありますところでございます。国内に大きな内乱、騒擾等の暴動が起りました場合、これはただ単に日本国内の一部の力のみによつてというふうには限らないと思ふ。

他の第三国の援助によりまして起る場合もありましようし、また極端な場合を考えますれば、スペインの内乱といふような事態も全然予想できないことはあります。私もいいたしましては、普通の状態においては警察がやりますが、あらゆる情勢を想定いたしまして対策を講じている次第でございます。

○辻(政)委員 あの突撃は朝鮮戦争における予行演習と私は見てゐる。保安庁法第四條の任務達成とはおおよそかけ離れておると思ひますが、これはいづれはかの隊を見学した上でもう一べんこの問題は聞きます。ことに大臣にじかにお聞きいたします。

それから現在保安隊の持つてゐる装備といふものは、第四條の目的を達成するのに適當しておるといふお考えかどうか。

○上村政府委員 必ずしも十分であるとは申しませんが、現在の限りにおいては適當であるとお考えおられますか。

○辻(政)委員 しかれば現在持つてゐる二十トン戦車は、第四條の目的を達成するために適當なものであるといふお考えですか。

○上村政府委員 現在の治安情勢をそのまま継続して行くといふふうに考えますれば、非常に過大な装備であるといふふうに一般に考えられますけれども、将来のことを考えまして現在からその訓練をする必要もございまして、将来を想定いたしました場合には、過大な装備であるとは考えておりません。適當であると存じております。

○辻(政)委員 二十トン戦車は朝鮮の戦争に持つて行きますと、ソ連の三十

五トン戦車にもろくも敗れて、いくさの役に立たない、いわゆる対外防衛には価値のないものであります。それから対内行動はどうか、共産党その他の不逞分子が暴動を起した場合は、あの二十トン戦車を持つて行きますと、国道以外の橋梁はみな落ちてしまふのであります。国内警備には不向きと私は考へるのであります。真に日本を外敵の侵略に對して防ごうといふ建前ならば、少くとも三十五、六十級の戦車を必要とするし、そうではない内敵、国内の治安というならば、五、六十の軽装甲車の方が行動が自在であつてはるかにいいのであります。それについてどういふ御見解でありますか。

○上村政府委員 お説の通り理想的な装備であるとは考えておりません。しかしながらあらゆる事態を想定いたしましたときに、現在程度の装備は必要であり、適當であると存じておる次第であります。

○辻(政)委員 しかればさらに小さく区切りまして、歩兵中隊で持つてゐる銃を見るに、ライフル銃、カービン銃の二種類がある。その口径は異なつておりまして、弾薬は二種類の弾薬を使わなければなりません。あの基本的装備の小銃において、これは日本の過去の軍の装備をお考えになるとすぐわかるのであります。二つの種類の弾薬を使う銃が一つの中隊にあるといふことは理想かどうか。

○上村政府委員 これもお説の通り、理想であるとは思ひません。将来におまして保安隊の持ちます武器につきましては、財政の許す限りあるいは国内生産上の力の許す限りにおきましては、つくつて行かなければならぬと思

うのでございます。

○辻(政)委員 私の見たところでは、先ほどお示しになつた装備の種類と数量を見まして、あれは率直に申し上げて、アメリカの露品になつた兵器の展覧場といふような感じがいたします。この前の戦争で使つてどうにもならない古ぼけたものである。捨てるのも惜しいから、日本の保安隊に貸してやる、こういうものだと思ひます。

○辻(政)委員 バズーカ砲にしても二種類、重機関銃は水冷と空冷と二種類、軽機関銃も二種類、迫撃砲も二種類、こういうものも依然として續けて行くつもりか、あるいは積極的にこちらの必要なものを自主的に要求されるつもりですか。

○上村政府委員 御説のように自主的に要求して行くつもりでございます。し、現在もそういう折衝をいたしております。

○辻(政)委員 自動車のほうです。あの編成は自動車編成が主体となつておる。詳しい編成表はお示しになりませんからわかりませんが、大体私の想像では一個師団の車両数が、米軍の編成では二千百になつておりますが、それをまたまねされるのではないかと。ガンリンを持つておらぬ日本において、しかも道路の発達しない日本において、アメリカの二千五百個一個師団といふ編成で国内では莫つたになつてとていふ動けない。

○上村政府委員 国内装備といふことを重点にするならばそれよりも自衛隊装備がいい。そういう装備の問題についても御研究なさつておるかどうか。

○山田政府委員 研究いたしております。

○辻(政)委員 装備はそのくらいにし

まして、しからば衛生機関について伺
いたが、この前にちよつと御質問しま
したが、私はこの前新町の特車連隊を
見学に行きまして驚いたことがありま
す。それは午後八時ごろに医務室に行
きましたところが、三十九度五分とい
う高熱患者が二人入つておつた。それ
に對して医者が外出していておらな
い。いわゆる衛生兵に相當する者はお
りまじたけれども、何ひとつ手当をし
ていない。私が頭を冷やした。そうし
てすぐ軍医を呼びに行つたところ、軍医
は新町に遊びに出て夜の十二時ごろに
帰つて来たらしい。午前三時ごろに私
が起きて、また医務室に行つた。先ほ
どの兵隊はどうなつておるかと思ひ手
を当ててみると、やはり三十九度五分
以上の熱を出してうなつておるが、帰
つて来たお医者さんがその兵隊を午前
三時ごろになつても診断してない。
そこで医者を呼んで尋ねてみると診断
したという。その隊員に聞くともまだ受
けていないでうなつておる。しかもは
なはだ心外なことは、あそこにも今ま
収容されておる隊員の患者に對して、
熱計表がつけられていない。脈搏の表
もついていない。こういう医者が全国
におるか。世界におるか。かくのごと
き不親切な状態において、われわれの
青年を保安隊に安心して預けられると
思つておられるかどうか。

○加藤政府委員 新町の部隊における
先ほど仰せになりましたお話は、私も
承知しております。結論から申し上げ
ますと、私も多分の日本の子
弟を預かつておる者といひまして、
衛生の状態につきましては、ほんとに
に親心を持つてやらなければならぬ

ということは重々承知いたしております
。ただ御承知かと思ひますが、た
だいまの状況におきましては、医者が
なか／＼思うように集まりません。現
在四百数十名の定員に對しまして、二
百数十名足らずの医者がおるだけでござ
います。集まらないことにつきまして
いろいろ研究もし、考へておるもの
でございますけれども、何と申しまし
ても医者の社会的地位というものは相
当に高く、これを獲得するということ
は容易ならぬ努力を要するのでござい
まして、厚生省所管の方の国立病院に
おかれまして、この点については困
難を感じておられるようでございます
。私もまた各関係の医者の団体等にも
いろいろお願いをいたしまして、極力こ
の獲得に努めておるのでございますけ
れども、思うように参つておらないよ
うな実情で、まことに申訳なく思つて
おるのでございます。しかし若し医官
の諸君の中には、一つは今まで保安
隊に衛生の研究施設や病院というもの
がないという、魅力を感じないという
お話もあつたのでございしますが、こ
の点は二十八年度の予算におきまして、
東京、福岡、札幌を初め数箇所に病院
を建設するという計画を持つておりま
すので、こういう方面の困難は若干
の打開できるのではないかと思つてお
るのでございします。なおその他の給与
の点につきましても、まだ十分ではない
と思つておるのであります。この点
につきましてはさらに一層の努力をい
たしまして、最初に申し上げましたよ
うな親心をもつて若し隊員をお預かり
し、衛生施設を完備して行くように努
力したいと思つております。

○辻(政)委員 現在の衛生学校長はど
なたでしょうか。

○加藤政府委員 衛生学校長は現在欠
員でございまして、ただいま松野とい
う医官が学校長の事務を取扱つており
ます。

○辻(政)委員 その人はお医者さんで
すか。

○加藤政府委員 医師の免許状を持つ
ておるものでございします。

○辻(政)委員 加納という人が兼任な
さつておりましたね。

○加藤政府委員 お話になります加納
というのは、おそらく幹部学校長をし
ておつた加納君であらうと思ふのであ
ります。これには當時いろいろな事情
がございまして、衛生学校長をきめか
ねる困難な内部事情がございしましたの
で、一時衛生学校長に公認の適任者を
得るまでということと、幹部学校と同
じ場所に衛生学校がございしますので、
幹部学校長に兼任をさせておつたよう
な事情であります。

○辻(政)委員 その辺にこの衛生施設
を監視される人事が現れておるので
あります。ほんとうに親心をもつて病
人をなおしてやろうという意思があつ
たならば、一人や二人の衛生の専門家
が得られない道理はないと思ふ。これ
を得ようとしておられない。

そのほか施設について見ますと、針
尾の病院は私の調査では百ベッド、福
山病院は三百ベッド、久里浜病院にも
若干あります。これらはいづれも終
合病院でない。ただ結核療養所程度の
ものであるが、現在そこにどのくらい
収容されておりますか。

○加藤政府委員 ただいま私の方の病
院といたしましては、御指摘になりま
したように、針尾に百床、広島県の福
山に二百床ございします。あとは各駐屯
地にそれ／＼簡単な休養施設程度のも
のを持つておるわけでございします。福
山の方は百数十名の患者を収容してお
るに聞いております。針尾の方はただ
いま正確な数字を持ち合せておりませ
ん。

○辻(政)委員 昨年末の私の調査で
は、針尾の入院患者は一名でした。百
ベッドを持ちながら、病院の設備はあ
るけれども、入る者がいない。なおすこ
とができない状態です。それから昨年
末の私の調査では、約一千名の結核患
者が、いわゆる自宅療養をやつており
ます。これに對してどういう措置を講
じられておるか。

○加藤政府委員 針尾の方も福山の方
も、いづつお調べになりましたのか存じ
ませんけれども、私もどなたもいたしま
しては、極力着々と収容施設を準備いた
して参りました。準備ができ次第、患
者を逐次収容して行くようにいたして
おるのでございします。結核患者の自宅
療養者につきましては、私もどなたも
しましては毎年定期の健康診断をいた
しまして、レントゲンによる集団検診
もいたし、結核患者を発見いたしまし
た場合におきましては、まず現在のと
ころにおきましては、病院には病床が
少ないものでございしますから、国立の病
院その他の病院に委託をいたすことを
旨といたしております。ただそれに十
分収容いたすことができない場合にお
きましては、自宅療養を認めておるの
でございします。自宅療養の際におきま
しては、関係の医者と連絡をとらせま
して、その医者から診療してもらふと
いうことにいたしております。

○辻(政)委員 しからば人事につい
て、若干お伺いしますが、現在の保安
隊の幹部には、内務官僚、警察官僚、
それから正規の陸海軍将校その他が入
つておるのですか、人事権を持つてお
られるG1及び物資調達面に、元の軍
人関係は入つておりますか、入つてお
りませんか。

○加藤政府委員 保安隊のことをお尋
ねであらうと思ひますが、第一部にお
きましては軍人の者も入つておりま
す。物資調達関係とおつしやると非常
に範圍が広いので、どこを指してお尋
ねになつておりますか、私の答へが的
をはずれておるかもしれませんが、も
ちろん物資調達関係の方にも旧軍人の
方々がおられますし、他の役所からか
わつて来られた方、民間からかわつて
来られた方、いろいろの方がおられる
のであります。

○辻(政)委員 G1に旧軍人関係の入
つておる例をあげてください。私の調
査では一人もおられません。実際の名前
をあげてもらひたい。だれが入つてお
るか。あなたは人事局長だから、わか
つておるでしょう。

○加藤政府委員 わかつております。
第一の副部長は和田君、これは元の
陸軍中佐でございします。

○辻(政)委員 そのほかに入つており
ますか。

○加藤政府委員 第一の方には、私
の知つておる旧軍人の一番階級の高い
方は、和田君でございします。そのほか
に、第一の補充班長は海軍の少佐を
しておつた男でございします。

○辻(政)委員 各本部は役人が總監
で、陸軍が副總監、海軍が幕僚長、役
人と陸海軍を三つ並べて牽制しておる

が、その見通しはどうでしょう。

○加藤政府委員 私どもは保安隊とい
たしまして、いかに隊の運営が能率的
にうまく行くかというのを旨といた
しまして人事をいたしております。

○辻(政)委員 名前を申し上げるのはばかりですが、ある總監が、かつて軍人が数百名入つて来たときに、役人だけを集めて、その席上で訓示をしておられます。第一の敵は共產党であり、第二の敵は旧軍閥である、近く旧軍閥の一部が入るが、われ／＼は協力して、あくまで主導権を確保しなければならぬという訓示をしております。

一体日本の保安隊が、旧軍人と内務官僚でそういうようなことをしておつて、りつぱになると考えておられるのか。

○加藤政府委員　私は旧軍人と内務官僚がいざこざを起すというようなことでなしに、保安隊に入りましたならば、ほんとうに保安隊をいかにりつばに育成して、国民の期待にこたえて行くかということを中心に協力しなければならぬと考えております。

○辻(政)委員 従つてそういう目的を達成するためには、このようなどんでもない訓示をする總監を置くことが間違ひである。みづから和を害しておるじやないか。みんな謙虚な氣持で入つておる。それを敵とは何事であるか。

○加藤政府委員 そのお話は私ただいま初めて耳にいたしました。この席上でこれに対してすぐお答えすることはできません。

○辻(政)委員 私の調査によると、連隊長の五〇%、管区総監は八〇%、第一幕僚の課長以上の七〇%がずぶのしろうとである。その意味において、確

かにこれは軍隊でないと思う。連隊長

の五〇%、管区總監の八〇%が軍政を知らない。第一幕僚の課長以上の七〇%がずぶのしろうとである。そこで吉田さんが軍隊にあらずと言うのも

なるほ」と思つた。文官優位というその原則は間違つておるのじやないか。

○加藤政府委員　文官優遇とおつしやいましたけれども、これは保安庁法によりまして、長官、次長及び内局官房各局の課長以上の者には、幹部の保安官、警備官であつた者はなれないということ、それから国会がこれらの行動に対して十分監視をするというような

ことを、文官優遇というのであらうと思うのであります。今おつしやいました連隊長以下その他の者に対する人事は、文官優位というふうには考えてお

りません。

○辻(政)委員 それに反して下級幹部の大部分は歴戦者であります。中小隊長からは戦場で長い間たまの下をくぐつて来た歴戦の者が多い。その上の当局者は大部分がずぶのしろうとだ。これが保安隊の現状だ。

次に、保安隊の内部にはかなり不正があるといううわさを聞いております。その一つの例を申し上げますと、相当の高級幹部が食糧の上前をはねておる。それが発覚して転任々々で今逃げておる。(笑聲) こういううわさがあります。その次は、ある方面の総監が自分のめかけに保安隊の酒保を経営させているといううわさがあります。『名前を言え』と呼ぶ者あり。名前は申しません。ここでははばかります。その次には、あるところの中級幹部がやはり自分の女に料理屋を経営させている。地方人はいわく、保安隊の兵隊さ

んは戦争はうまくないが金もうけは上

手だ。(笑聲)これはうわさです。しかし火のないところに煙は立たない。それをどう肅正するか。よほどの英断をもつてやらぬと、八百三十億の予算を

食つておる保安隊は内部から崩壊する。私があえてこれを言うのは、あなたの方のあげ足をとるためではない。蔣介石がくずれ去つたのはそこにある。蔣介石がくずれたのは共産党の戦略がまさつたのではない。内部の崩壊だつた。しかも内部の幹部の争いだ。これと同じようなことをやつておられるではないか。これをどうするか。

と部隊の配置、編成、訓練、運用等各

種の方針に面において、ほんとうに必要なた方が真剣にこの日本の平和と秩序を維持する責任者であるというプライドを持つて、責任を持つてやらなければ

ばならぬ。その内容についてはきょうは首脳部がおられませんから質問を保留いたしましたして、この次の機会にいたします。

○井手委員 関連質問。ただいま辻委員から意外なことが発表されたのであります。保安隊に不正があるという事実を指摘されたのであります。この国会の公開の席上において言われたこと

とは、軽々に取扱うべきものではない
と考えるのであります。当局もまたこ
ういう事実を指摘されるべきで、軽々
にこれを看過すべきものでない。調査

感にかけてそういう事実はないならな

発表されることが必要だと考えます。私は、この席上で発表された以上は、委員長においても事実について厳重調

願ひいたします。

○船田委員長 承知いたしました。

○砂田委員 議事進行について。これはただいまの問題には関係ないことでございますが、榮典法案は最近に採決される時期に到達していると思うのであります。この榮典法の修正に對し、われわれはこれから先の榮典ということをお

靖国神社のお祭り等には今日でも自費をもつて上京して来て参拝をし、その戦友を慰めるために努力を続けておるのであります。さような人々は、年金を復活してもらうよりも年に一度か二度のこの祭典に参列することを熱望しているものと思ひますから、採決のありますまでに、これは運輸大臣が御折衝なさつて、鉄道公社の方から、そういうものに参列する人々に対しては無賃乗車券を与えるくらいの待遇はなさつても、決して悪いことではないと思ひます。運輸省は、ただ大臣がなるべくからいまいしうというふいふことをここので言うだけではだめですから、この機会に鉄道公社に折衝なさつてそれくらいの待遇を与えることができるかどうか、これはひとつ採決の前に運輸大臣から、この席に御出席になり明言を得たいと思ひます。このことを委員長から運輸大臣に御折衝くださいまして、適当におはからいを願ひたいというふことをこの機会に希望いたしておきます。

○船田委員長 承知いたしました。他に御質疑があれば、保安庁法の一部を改正する法律案についての質疑は明日続行いたしたいと存じます。

○船田委員長 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。辻政信君。

○辻(政)委員 厚生省に人口問題調査の機関を置いてあるようでありますが、人口問題の解決は厚生省だけでできるというお考えで厚生省に置いてあるのか、その点について伺ひたい。

○越智政府委員 ただいまの辻委員のお尋ねでございますが、人口問題は非常に重大な問題でありまして、国会等でもしばしば／＼という話が出ております。そこで厚生省のみでこの解決はできるかという点につきましては私どもも疑問を持つております。なおこの問題につきましてはいろいろ各省とも折衝いたし、御意見も承りまして善処したいと思ひておりますが、人口問題はただいまのところ厚生省が所管いたしておりますので、一応厚生省におきまして審議会なども皆さんの御協賛を経ましてでき上りましたあかつきは、皆さんの御意思に沿ひたいと思ひますと同時に、今回の審議会の構成などにつきましても、いろいろ／＼な方面から人材を求めまして、また厚生大臣の諮問機関でなくして、各省大臣の意見をも聴取すると明記されておりますので、御了承願ひます。

○辻(政)委員 私は、端的に申し上げますと、日本の人口問題は国策の根本であると思ひます。従つてこの重要問題を一厚生省が自分のなわばりのような気持ちで取扱われまして、これに並行して進むべきは官庁というものが、えてしてそのつぼを向けるというふうになりやすい。国内開発の問題、完全雇用の問題、二、三男対策の問題、こういう問題あるいは産児制限もしくは移民の問題、二、三男対策の問題、こういう問題を考えますと、日本の国内における人口問題は、全部の政治の部門にわたつておるというふうを見なければならぬので、従ひましてこの機関をおつくりになることは全然同感ですけれども、その所屬は総理大臣の直轄というふうにして、各省関係からエキスパートと責任者を集めて、自主的な有力なものをおつくりにならぬと何にもならぬという感じでは、私は趣旨には同意

しますが、厚生省につくるといふことについては、とんでもない見当違いだという感じがいたしますが、御意見を伺ひたい。

○越智政府委員 まつたく御趣旨は同感であります。しかしながら先ほど申しましたように、現段階におきましては人口問題を厚生省が所管いたしておりますので、現在のところさういふたしてありますので、御了承願ひます。

○辻(政)委員 現在とおつしやいます。これは自由党としても国会としても重大問題でありますから、改正するならばさういふ将来の見通しのもとに御改正になつた方がよい、今改正しようというのに十分なる改正をしておくと、それをまた改正しなければならぬ。この案はもう一べん御検討し直していただきたい、こういうふうにか考へるのです。

○小山説明員 ただいま政務次官からお答え申し上げましたように、いわば形式上厚生省に人口問題の審議会を設置する理由でございますが、必ずしも実質的に見て辻委員のおつしやるようにはなはだしい見当違いだといふふうなことでもないのではありません。事情を多少申し上げますと、厚生省には人口問題研究所という研究機関がございます。これはすでに三十年ほどの歴史を持つております。ずつと人口の動き、各国の人口政策、さういふようなものについて研究しておるのであります。またただいま辻委員の仰せられましたように、人口問題の当面としかかべき問題は、すぐに施策として右から左にどうするかといふたような、いわばこまかいことではなくして、むしろ

日本の経済の方向をきめるとかいつたような大局論をやつていただくという段階なのであります。さういふ意味合いにおきまして調査機関を持ち、さういふことについて年来研究をしており、もちろん研究には安本時代には安本、それから現在は経済審議庁、それから農林省、通産省、さういふところの専門家が絶えず関係をしております。さういふ人々と連絡をとつて研究をしております厚生省が、また形式上から申しましても人口問題に関する事務の法律上責任を持たされております厚生省が手をつける、さうしていけば若干お育てをしておいて、しかる後時期が来て大きくやつていただく、まださういつた準備が十分できておらないといふことでもあります。単に厚生省だけではなく、この問題についてはもちろん厚生省は内閣行管あるいは関係省と十分相談をいたしまして、とかく総理府に設けられました審議機関というものは、形の上では非常に強力のように見えますけれども、これは特にそのために強力な事務局をおつくりになる用意があるならばまた別であります。が、その用意が整わないでやりますと、形だけは強力のように見えますが、実際には育たない。それよりはしばらくの間さういふ事務のスタッフを持ち、調査機構を持つておるところが引受けるといふのが実際上効果的である、さういふことが実際に関係各省と十分相談し合ひました結果、さしあたりはこれはひとつ厚生省でやつてくれ、さういふことでさういつた提案をすることになつたわけでございます。この点は御了承をいただきたいと思います。

○辻(政)委員 それではごく輕易の暫

定的機関であると心得てよろしうございいますか、将来の根本問題ではなくて……。

○小山説明員 遠い先のことについて私が申し上げることは差控えるべきだと思ひますが、問題の性質から見まして、これは厚生省で終局的にいわばおもりを引続けるという性質の機関ではないといふことは、まず事の筋から見て十分考えられることだと思つております。さういつた気持で厚生省は手をつけましたし、また関係省もさういふ含みのもとに了解しておるわけでございます。

○辻(政)委員 将来はさらに責任のある強力なるものに発展拡充されるようにという希望条件を付しまして、私の質問を打ち切ります。

○船田委員長 他に御質疑はありませんか。――なければこれにて本日は散会いたします。

次会は明三日午前十時より開会いたします。

午前十一時五十八分散会

〔参照〕
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
統計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年三月五日印刷

昭和二十八年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局